

# クラウドファンディングによる研究活動資金の拠出 と租税問題

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-01-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 越智, 砂織 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4883">https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4883</a>

# クラウドファンディングによる研究活動資金の拠出と租税問題

学芸学部 ライフプランニング学科 越智 砂織

**要旨：**クラウドファンディングは、群衆と資金調達を掛け合わせた造語であり、新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結びつけ、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みを指す。本稿は、クラウドファンディングを通じて個人が個人に、あるいは個人が公益法人に対して拠出した支援金が寄附金に該当し、寄附金控除の対象となるか否かについて論じるものである。クラウドファンディングは資金調達の形態がさまざまであり、本稿では寄附型および購入型に絞って、法的な課題とともに控除のあり方について検討した。

**キーワード：**クラウドファンディング、産学連携、寄附金控除、所得概念、消費

## 第 1 章 はじめに

### 第 1 節 本稿の目的と問題提起

本稿の目的は、クラウドファンディングによる研究活動の資金調達における控除関係を明らかにすることである。

「クラウドファンディング」は、群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を掛け合わせた造語であり、新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結びつけ、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みを指す。

本論文は産学連携におけるクラウドファンディングによる研究資金調達を中心として、支援者、およびクラウドファンディング依頼者の控除関係について論じる。クラウドファンディングとは、①不特定多数の個人が、②インターネット上の報告やプレゼンテーションを通じて手軽に、③個人・組織が行おうとする『課題解決策』に、④『共感』『納得』して、⑤投資 (出資) できる仕組み<sup>1</sup>のことをいう。クラウドファンディングを調達手法とした資金が、支援者、依頼者・双方においてどう控除・課税されるのか、そしてクラウドファンディングを手段としない寄附や贈与とどう異なるのかなど、クラウドファンディングを利用した公衆参加型の研究開発における租税上の問題に焦点を当て、とりわけ支援者の立場の課題を整理し、解決方法を明らかにする。

クラウドファンディングにおける問題点は、大きく 2 つに分けることができる。

第一に、資金提供者が支出した金額につき寄付として控除することができるか否かである。

多くのベンチャー企業や産学連携を実施している大学はそもそも資金不足に悩んでおり、資金調達および金銭を払った側 (贈与者) およびは、当該金銭を控除できるか、金銭を受け取った側 (受贈者) は、受け取った金銭にどのように課税されるかが問題となる。

本論文の対象は産学連携におけるクラウドファンディングによる資金調達に関する租税問題である。大学は知の提供を、企業が研究費を拠出して行うものであり、特に医療分野の産学連携においては、多額の研究資金を必要とする。研究資金の財源は未だ国や企業に依存しており、その多くは企業からの受託研究が全体の 70% 程度を占めている。企業からの受託研究はその多くが応用研究であり、基礎研究や大学や研究者個人の純粋学術研究はほとんど対象とならないが、革新的なイノベーションは基礎研究や自由な発想の研究から生まれることが多い。科学技術イノベーションの中核を担う大学等の運営基盤を強化していくためには、国から運営交付金等の公的資金のみならず、積極的に外部資金が得られるよう努めることが求められており、大学等自らが研究資金の獲得にクラウドファンディングを活用する事例も現れている。国としても大学等によるこのような外部資金獲得に向けた取組みが重要であるとしている<sup>2</sup>。

翻って、租税法は、クラウドファンディングのようなプラットフォーム型の資金調達の手法を想定しておらず、その取扱いについて他の制度や環境の変化に対応していない。

## 【クラウドファンディングによる控除・課税関係】

支援者 (SP)	CF依頼者 (PO)	SPの控除関係	POの課税関係
個人	個人	寄附金控除 (所法 78 条)	贈与税 (相法 1 条)
	公益法人	公益社団法人等寄 附金特別控除 (措法 41の18の3)	課税なし
	公益法人 以外		受贈益 (法法 22 条)
法人	個人	寄附金 (法法 37 条)	一時所得 (所法 34 条)
	公益法人		課税なし
	公益法人 以外		受贈益 (法法 22 条)

(表：筆者作成)

特に寄附金は所得税と法人税ではその対象範囲が異なり、また認定NPO法人や一定の要件を満たした公益社団法人・公益財団法人などに対する寄附については、特例が設けられている<sup>3</sup>。

大学への寄附の拡大に向け、寄附文化の醸成、資金調達の課税関係、環境整備、税制を含む関連制度の在り方を検討すべきである。そのため、クラウドファンディングによる資金調達について、これまでの寄附行為とどう異なるのか、また相続税および所得税における「贈与」との違いなど、クラウドファンディングを含んだ課税と控除の租税制度の在り方を見直す必要がある。

本論文の目的は、産学連携におけるクラウドファンディングによる研究活動資金調達に着目し、租税法の観点から支援者および依頼者の控除関係を明らかにすることである。

「大学や国研（国立研究開発法人）の知や人材を活用した科学技術イノベーションへの期待は大きく、次代の知の創出を担う人材の活躍促進がとりわけ重要であり、研究開発の源泉となる資金を確実に確保していることが求められる。寄附金や知財収入、民間企業との共同研究・受託研究収入等、財源の多様化を図り、各機関の経営基盤となる資金を増加させていることが不可欠である<sup>4</sup>」。

今後、クラウドファンディングのような社会参加型の研究開発基盤が拡充され、波及効果として、クラウドファンディングの活用方法と租税法上の理解が整理できればアカデミアや公的研究期間の研究者にとっても大きな福音となる。

### 第2節 本論文の構成

第2章は、まずクラウドファンディングの概要について論じる。クラウドファンディングは、資金の形態によ

り「寄附型」「購入型」「融資型」「ファンド型」「株式型」「不動産型」などに大別され、適用される法規制も一様ではない。本章では、クラウドファンディングの定義と仕組み、および現状について、「寄附型」「購入型」に限定してその概要を述べるとともに、法的課題についても触れる。

第3章は、クラウドファンディングの支援者の視点から、拠出した支援金の寄付金控除該当性について論じることとする。まずは所得税法（以下、たんに「所法」という）78条に規定される寄付金の定義と沿革について述べ、包括的所得概念と寄付金控除の関係性および寄付金控除とクラウドファンディングによる寄附について検討する。

第4章は、これまでのまとめとして、クラウドファンディングが産学連携の共同研究資金調達に有効な手段であること、そしてクラウドファンディングの方向性について述べることとする。

## 第2章 クラウドファンディングの概要

### 第1節 クラウドファンディングの定義と類型

#### (1) クラウドファンディングの定義

上述したとおり、クラウドファンディングは、不特定多数の大勢の人から少額の資金調達するしくみのことをいう。

クラウドファンディングはインターネットの普及ともなっており、2000年代にアメリカでスタートした。元来アメリカには、スタートアップのベンチャー企業に投資する文化があり、アーリーステージの企業にとって、この方法は資金調達をする大きなチャンスであった。アーリーステージの企業は、当初から潤沢に資金があるわけではなく、新商品の開発に資金不足が生じ、一方で売上などによる十分な資金回収がなされていない時期に、金融機関から容易に資金調達をすることができない場合がある。日本ではそれも可能であろうが、アメリカではエンジェル投資家が企業家を支援する制度があり、いわゆる寄付マインドが根付いている。これに加えインターネットが爆発的に普及したことにより、これを介したベンチャー企業への投資がアメリカで一般的となった。

現在アメリカには、Kickstarter<sup>5,6</sup>とIndiegogo<sup>7,8</sup>という世界を代表するクラウドファンディングの二大プラットフォームがある。国境を越えて我々が投資家として参加することが可能であり、また我々がアメリカのプラットフォーム上に自社のプロジェクト情報を掲載して資金を募ることも可能である<sup>9</sup>。

他方、このようなベンチャー企業に投資する習慣がな

い日本でも、2011年にはREADYFOR<sup>10</sup>やCAMPFIRE<sup>11</sup>がスタートした。なお、同年に東日本大震災が発生したこともあり遠方の被災者に少額から寄付することができる手軽さや、スマートフォンを用いた利便性を背景にCFが普及したのである。

本論文は、公的研究費のみに頼ることなく公衆参加型による研究開発支援について、租税上の問題を明らかにするという学術的独自性をもつ。このような社会的使命を租税法の側面からバックアップすることは、まさに産学連携における多様な資金の獲得の一助となり、公衆参加型または社会支援型のクラウドファンディング経由研究費調達法は、IoT社会の到来で、今後の研究費調達法の大きな選択肢になるに違いない。

以上のとおり、本論文は、租税法の観点からクラウドファンディングにアプローチする革新的かつ先駆的研究として実施するものである。その要因として、資金調達における課税および控除の問題が指摘できる。欧米などでは巨額の寄付で研究開発が進められているケースも多い。医療系産学連携は、長期間にわたる研究活動と資金が必要であることから公的資金に財源を求めるのではなく、クラウドファンディングによって民間から資金調達をし、独創的な研究活動を柔軟に支える必要があると考える。

## (2) クラウドファンディングの類型

クラウドファンディングには、購入型クラウドファンディング、寄附型クラウドファンディング、融資型クラウドファンディング<sup>12</sup>、およびファンド型クラウドファンディング<sup>13</sup>、株式型クラウドファンディング<sup>14</sup>、および不動産クラウドファンディング<sup>15</sup>と多岐に亘る。

本稿では、購入型クラウドファンディングおよび寄附型クラウドファンディングに絞って考察を行う。

## 第2節 クラウドファンディングの仕組み<sup>16 17</sup>と現状

### (1) クラウドファンディングの仕組み

クラウドファンディングには、以下の3つが登場する。

- ① クラウドファンディング実施者（以下、「実施者」という）
- ② クラウドファンディング支援者（以下、「支援者」という）
- ③ クラウドファンディング事業者（以下、「事業者」という）

実施者とは、プロジェクトを企画し、そのために必要な資金を募る人のことをいう。サイトによっては、実施者のことを起案者と呼んだり、実行者、提供者またはプ

レゼンターと呼んだりする場合もあり、統一的な呼び方が決まっているわけではない。実施者には、個人でも法人でも誰でもなることができる。しかしながら、クラウドファンディングでは事前に締結したプロジェクトやリターンを確実に履行することが求められる。登録にあたっては、プロジェクトの実行が可能か、締結したリターンを履行できるかなど、クラウドファンディング事業者独自の審査を受けることになる。

支援者とは、自分が応援したいと思ったプロジェクトに資金提供をする人のことをいう。サイトによっては、サポーターやコレクターと呼ばれることや、投資家と呼ばれる場合もある。個人、法人問わず誰でも支援者になることができ、基本的に制限はない。ただし、投資型クラウドファンディングなどで、支援者を個人に限定している事業者もある。

事業者とは、実施者と支援者をつなぐプラットフォームを運営する会社のことをいう。サイトによっては、プラットフォームと呼ぶ場合もある。事業者によって、得意とする分野やユーザーのターゲットが異なるので、どの事業者を選ぶかは、資金調達の成否に大きく影響する。

実施者は、事業者が運営しているプラットフォーム上に募集のプロジェクトページを立ち上げる。事業者は独自の判断に則って申請されたプロジェクト審査を行い、審査に合格したプロジェクトのみが一般公開となる。

支援者は、公開された多数のプロジェクトの中から自分が支援したいプロジェクトを探す。サイト上には、支援する金額に応じて、リターン内容も掲載されているので、支援しようと思う金額を選択して支援を実行する。

プロジェクトの掲載期間が終了すると、事業者は集まった支援金の中から、所定の手数料を控除した金額を実施者に送金する。目標額に達しなかった場合、クラウドファンディングのタイプによっては、プロジェクトは「不成立」となり、支援金は実施者に送金されず支援者に返金される。

支援者のメリットは、2点ある。

第1点目は、気軽に参加できることである。事業者のサイトには、多くのプロジェクトが公開されており、遠隔地の団体や、地方の会社など、本来なら参加することができない大型プロジェクトにアクセスすることが可能である。

社会貢献活動をしたいが、何からすれば良いのか迷っている人や、気になるプロジェクトや困窮している人を選択して支援することで、世に役立っている実感を得ることができる。少額の金額から実施できるので、負担

を感じることなく、またスマートフォンを利用して送金できる手軽さがある。

第2点目は特別なリターンが得られることである。社会的意義のあるプロジェクトに参加して社会に貢献したいという思いがあるものの、金銭的なリターンやクラウドファンディングでしか入手できない特別なリターンを得られる（むしろこれが目的ということもありえるが）のも、支援者にとって大きなメリットとなる。

後に述べる寄附型クラウドファンディングでは、発展途上国の貧困にあえぐ子どもたちからお礼の手紙が送られてくる、購入型クラウドファンディングでは社会的価値の高い新商品の開発に関わる、その商品が市場に流通する前に手に入れたりすることが可能である。

投資型クラウドファンディングでは、本来なら市場に出回らない未上場株式を購入したり、高利回りのファンドを購入したりするなど、多種多様な投資に少額からチャレンジできることも魅力である。

他方、デメリットも2点ある。

第1点目は、プロジェクトが実行されない可能性がある。All of Nothing方式のクラウドファンディングでは、仮に支援しても目標金額に達しないとその募集はキャンセルとなり、プロジェクトが実行されることはない。ゆえに、多数のプロジェクトの中から、選んだとしてもリターンが届くことはない。無論、プロジェクトがキャンセルになれば、支援した金額は返金される。また、クラウドファンディングで成功したとしても、財務基盤が弱い中小事業者が実施者の場合は、途中で資金不足となり、プロジェクトが完了しない可能性もある。例えば、試作品は完成したが、製品製造・販売に至らなかった場合、リターンはなく、支払った支援金も返金されないということもあり得る。

第2点目は、支援者側から容易にキャンセルすることができないことである。あるプロジェクトに支援した後、他の魅力あるプロジェクトを見つけた場合、前者のプロジェクトを簡単に取り消すことができない。

これらのことから、資金調達の手段の多様化はビジネスの成功機会を飛躍的に向上させることとなる。

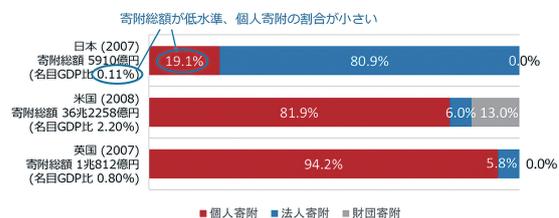
### 第3章 クラウドファンディングと寄付金控除

#### 第1節 寄附金控除の概要

寄附という用語は、一般的には、「公共事業又は寺社などに金銭・物品をおくることである」（広辞苑）とされる<sup>18 19</sup>。

内閣府 NPO によれば、「日本では2010年時点で個人による寄附額は1,847億円、法人による寄附額は6,975

億円となっており、合計で8,822億円が寄附されている。しかし、アメリカ・イギリスなどと比較して寄附金総額は低水準で、特に、個人寄附の割合が小さくなっている。」とされている<sup>20 21</sup>。



現在アメリカでは1,000万円以上の収入がある方の約90%は何らかの寄附を実施している。その一方で、日本では5,000万円以上の収入がある方でも寄附の割合は約10%にとどまっている。このように、寄附の習慣はアメリカに比べると日本はあまり根付いていない状態と言えるであろう。もちろん日本とアメリカでは文化が大きく違うため難しいかもしれない。また、寄付についてきちんと教育し、寄付に対する意識づくりをすることも有効だと言える。そうすれば個々の意識が向上し、寄附が「特別」なものではなく「身近」なものになっていくであろう<sup>22</sup>。

確かに日本における個人の寄付額がGDPと比較しても少ない。

元来寄附とは、法人などの企業が実施するものという意味合いが強く、個人での寄付は、募金活動をみてもわかるように日本人の「気持ち」に依存する部分が少なくない。

翻って所得税法は、「居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）
- 二 二千元」（所法78条）としている。

なお、特定寄附金とは、所法78条2項において、「次に掲げる寄附金（学校の入学に關してするものを除く。）をいう。

- 一 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に

に対する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。）

二 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

三 別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）とされている。

対象となる支出はいずれも消費であって、本来は所得から控除されるべき性格のものではない。寄附金が所得控除できる理由は、納税者が自らの判断で何らかの公益的な寄附を行うことについて、社会政策的にみて望ましいことだと考える余地かおる。このように一定の「望ましい」と考えられる行動を税制の面から後押しする一それらに必要な支出を所得控除して対応する所得税額を減らし、そのような支出を行うインセンティブを与える一のが、寄附金控除の趣旨である。すなわち、これは公益的寄附を行うことに対する租税優遇措置である<sup>23</sup>。

他方、消費という概念からは、寄附金はもっとも典型的なかたちの移転であり、一方の納税者の純資産を減少させ（したがって、所得を減少させ）、他方の納税者の純資産を増加させる（したがって、所得を増加させる）。贈与・相続や寄附は、無償で行われるものであり、それらを通じて財産を他の者に移転した者の将来のキャッシュフローの増加とは無関係であるから、それらによる支出は費用ではありえない。また、それらにより現在における実物の財・サービスの破壊も行われていないから、それは消費でもありえない。しかってそれは移転ということになる<sup>24</sup>。

そのため、法人税にいう寄付金は、その範囲が極めて広く、また定義としては曖昧である。

一般にいう寄附とは、財産等を贈与することをいい、当事者の一方（贈与者）が無償で一定の財産を相手方（受贈者）に与える意思を表示して相手方がこれに受諾することにより成立する契約である（民法549条）。

基本的に民法上の寄附（贈与）と法人税法上の寄付金は同義であると考えてよいがしかし、税務上の寄付金には、金銭・資産等の無償贈与のほかに、役務提供の無償供与、更には、低廉譲渡、高価買入、債権放棄、債務免除等も含まれる等その範囲は民法上の寄附（贈与）とは異なる。それは通常の意味における寄附金（公共または公益のための拠出ないし提供）よりもはるかに広い観念である。

所得税法78条の前身規定は、昭和37年法律44号によって導入された。当時は税額控除を行うしくみになっていた。そののち、昭和42年法律20号により、現在のような所得控除の方式に切り替えられた。

昭和38年12月「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」によれば、「税法上損金（所得税法上の必要経費を含む。以下同じ。）の計上については、まず、いわゆる費用収益対応の原則が適用され、さらにこれがいわゆる権利確定主義に対応する債務確定の有無によってテストされている<sup>25</sup>。

総合所得税は、包括的所得概念<sup>26</sup>の考え方をもとに制度化されている。包括的所得概念は、所得の源泉、形式、合法性の有無に関わらず、人の担税力を増加させる利得は全て所得を構成すると解されている<sup>27</sup>。そもそも所得概念を包括的に構成する試みを体系的な形でなしたのは、シャンツ<sup>28</sup>であり、その後、包括的所得概念はシャンツの影響を受けたヘイグ<sup>29</sup>およびサイモンズ<sup>30</sup>によって理論的に明らかにされた。このような所得の定義を計算式で表すならば、所得は収入<sup>31</sup>から必要経費を差し引いて計算される。収入は一定期間の間にある人に加わる利得の流れ（フロー）であり、必要経費は、個人の納税義務者が取得した経済的価値、すなわち既存の富に食い込むことを防ぐものである。つまり、所得はその源泉による分類を必要とせず、すべての所得が把握され課税されることになり、その反面として、損失も発生の要因あるいは性質による分類を必要とせず全額控除されることになる。しかしながら、消費活動の側面をもっている個人の所得を純資産増加説的なアプローチによって構成することは、法人所得の場合ほど簡単ではない<sup>32</sup>。個人の消費活動面には、それを「所得のマイナス要素」として課税所得の計算上控除を認

めるものが適当な場合と、「消費」とみなす場合との線引きが微妙なものかおり、実際の制度において適用することは不可能であるため、この概念は理想でしかありえない。

総合所得税のメリットは、生じた損失金額をプラスの所得金額と合わせるため、課税の対象となる所得を合算し、それに一本の税率表を適用することから、各人の総合的な所得の大きさに源泉を無視した担税力の大きさを求めることができる。

他方、デメリットとして、総合所得税は、源泉を無視した担税力の多寡を求めているため、合算することによって担税力の質的差異を打ち消すこととなる。

また、総合所得税は、人の担税力を増加させる利得であっても、未実現の利得は、実現主義を前提とする所得の構成に合致しない。たとえ、実現主義を前提として、未実現利得を除いて測定可能な所得を所得として構成したとしても、通常の市場取引を通さない自己の財産や労働から直接に得られる所得は、理論的に所得を形成するが、捕捉、評価の困難性から所得の課税対象外とされている。

## 第2節 クラウドファンディングと寄附金控除の可能性

このクラウドファンディングにおける支援者側の支援が寄附金に該当するかが問題である。寄附金は上述したとおりである。

例えば、寄付をするパトロン側か個人だった場合、個人の必要経費にならないが、しかし寄付先が国や地方公共団体等である場合、寄付金控除の対象になる可能性がある。もっとも法人が寄附をする場合は、無制限に認められているわけではなく、「寄付金課税」が発生する可能性がある。

特に寄附型クラウドファンディングと購入型クラウドファンディングではその形態を異にする。

「寄付金控除がヘイグ・サイモンズの『所得』の定義における『消費』にあたるか否かを決定しようと試みるのは、所得控除を認めるべきか否かを論ずる上で不毛な方法である。

## 第3節 産学連携におけるクラウドファンディングによる資金調達

租税特別措置法41の18の3において、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除が設けられている。

「個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げるもの（同条第一項の規

定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。）については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額（同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、当該個人その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額（当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）を控除した残額）が二千元（その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千元から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。」

一 次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人

ハ 社会福祉法人

ニ 更生保護法人

二 次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものとして政令で定めるもの

イ 国立大学法人

ロ 公立大学法人

ハ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構

三 次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であるものとして政令で定めるもの

イ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

ロ 公立大学法人

ハ 独立行政法人国立高等専門学校機構

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租 税特別措置法第四十一条の十八の三第一項（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

このように、支援者が個人で、実施者が公益財団法人の場合は、特別控除が認められることから、支援者は税制上の優遇が受けられることになろう。

## 第4章 結びに代えて

### 第1節 産学連携におけるクラウドファンディング的資金調達

本稿は、クラウドファンディングが寄附金控除に該当する意義について論じた。クラウドファンディングは、

支援者、プラットフォーマー、および依頼者のいずれもが関連する資金を集める方法であり、近年ではこの種の資金調達が主流となりつつある。その中で、支援者側の支援が、寄附金控除として最大限控除されるため、寄附型および購入型クラウドファンディングについて論じた。クラウドファンディングで実施した寄附が寄附金控除の対象となりうるかという点に着目して論じた。

寄附型クラウドファンディングは、購入型クラウドファンディングは、商品の購入ということであり、それを寄附と位置づけることが適切ではないと思われる。すなわち、一概にクラウドファンディングを通じて資金援助した支援者に対して寄附金控除することは望ましい結果を得られない。

所得概念の考え方からしても、基本的に消費部分に該当することは否定できず、本来ならば所得額の減少要因とはならない。しかしながら、以下のような理由で寄付金控除が容認されている。

「個人の寄付は事業遂行上必要な寄付金以外、必要経費と認められないことから、法人が寄付をする場合と比較して、そのインセンティブはかなり小さいであろう。しかし、法人と同様、個人による科学、教育の振興、社会福祉の向上のための寄付金支出への期待も大きく、そのため、個人においても、みなし譲渡課税制度、寄付金控除制度、相続財産を国等へ寄付した場合の非課税制度等が設けられてきている。<sup>33)</sup>

### 第2節 今後のクラウドファンディングの方向性

上述したとおり、今後のクラウドファンディングとしては、この文化を根付かせる意味においても、税制上の整備が必要不可欠であることは言うまでもない。

なお、投資家（支援者側）保護の観点からみた課題としては、日本版 JOBS 法内の投資型クラウドファンディングの議論である。2013年、産業競争力会議では、麻生太郎金融担当大臣が、「新たな産業（事業）の創出と既存産業の更なる成長新規参入や新事業が次々と生まれる環境づくりに注力、起業促進のためのインセンティブと仕組みづくりとして、クラウドファンディングなどのリスクマネー供給の拡充策を挙げている。この考え方としては、技術やアイデアを事業化する段階では、リスクマネー供給が不十分なことも一因となって、事業を軌道に乗せられない、いわゆる「死の谷」と呼ばれる問題が存在する。新規・成長企業へのリスクマネー供給のための仲介機能を強化し、産業に新たな血が入るよう支援していくため、金融面からクラウドファンディングについて検討したい<sup>34)</sup>。」としている。

投資型クラウドファンディングに係る規制における最大の論点は、新興成長企業による資金調圧の容易さと投資家保護とのバランスを如何にとるか、ということであり、投資家保護を重視しすぎれば、小規模事業主体にとっての簡易・低コストの資金調達というクラウドファンディングの本来の趣旨が阻害されることになる<sup>35</sup>。

本稿は、支援者が個人であり、個人あるいは特定の法人に対して支援金を拠出するという点に着目して論じた。このほか、法人が個人にあるいは特定の法人にクラウドファンディングによって支援金を拠出することもあり、むしろ支援者が法人の場合は、個人に比べて巨額の資金を拠出することが可能であり、クラウドファンディングの実施者としても望ましいことであろう。産学連携を考えると、特に医療系産学連携は、長期間にわたる研究活動と資金が必要であることから公的資金に財源を求めるのではなく、クラウドファンディングによってミンク何から資金調達をし、独創的な研究活動を支える必要があると考える。しかしながら、法人税の寄付金控除は所得税の寄付金控除と異なりその範囲が狭い<sup>36</sup>。この点については、議論の余地がある。

また別の視点として、実施者の課税関係についても、第2章で示したとおり、個人は贈与税あるいは所得税（一時所得）が課税されることになり、法人については受贈益になる可能性があり、研究活動資金が十分に活かされない可能性もある。クラウドファンディングは産学連携活動において、公的研究費のみに頼ることなく公衆参加型による研究開発支援であり、まさに産学連携における多様な資金の獲得の一助となることは明らかである。早急に解決する必要がある課題である。

以上

## 付記

本研究は、大阪樟蔭女子大学特別研究助成費によるものである。

## 注

- 1 佐々木敦也『ザ・クラウドファンディング』9頁、きんざい（2016）
- 2 内閣府「科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ報告書（案）（第10回）」3頁参照（2017）
- 3 佐藤英明『スタンダード所得税法』第3版、365頁参照、弘文堂（2022）
- 4 前掲注（2）、3頁。
- 5 <https://www.kickstarter.com/>（2022年8月30日

確認済み）

- 6 KICKSTARTERにはAll or Nothingという1種類の投資タイプしかない。All or Nothingでは目標金額を期間内に達成したときのみ、出資額を受け取ることができる、しかしKICKSTARTERのサイトによれば、期間内に目標金額の20%に達したプロジェクトのうち81%はそのまま目標金額を達成している。さらに目標金額の60%に達したプロジェクトの98%は目標金額の達成に成功しているという。つまりAll or Nothingと言えども、統計上は目標金額の20%が大きな壁であり、それを突破して目標金額の60%を達成できれば、ほぼゴールと言っても過言ではないということだ。KICKSTARTERにもINDIEGOGOのInDemandと似たサービスのSpotlightがある。Spotlightでは調達成功後であってもキャンペーンページをカスタマイズして製品を得ることができたり、リンクを貼ることで自身のホームページに誘導することもできる。カテゴリーごとの調達額を見ると、総出資の20%（約4億ドル）をゲーム関連の製品が占めており、出資額TOP20のうち11品がゲーム関連の製品である。KICKSTARTER発の有名な製品としてFacebookに20億ドルで買収されたVRのOculus Riftがあるが、これもゲーム関連の製品である。（「米国2大クラウドファンディングIndiegogoとKickstarter比較」<https://blog.btrax.com/jp/cf-2/>（2022年8月30日確認済み）
- 7 <https://www.indiegogo.com/>（2022年8月30日確認済み）
- 8 Indiegogoには、Fixed fundingとFlexible fundingの調達タイプがある。前者のFixed fundingを選択すると、設定した期間内に目標金額を達成できなかった場合、集めた資金は全て出資者に返還される。言い換えると、達成しなかった場合はプロジェクト自体がスタートしない。（KICKSTARTERのAll or Nothingもこのタイプと同じ）後者のFlexible fundingでは、目標金額を達成したかどうかに関わらず、期間内に集まった資金を得ることができる。（しかし95.6%のユーザーはFlexible fundingを利用している。）サイト掲載の審査が厳しいKICKSTARTERに比べて、INDIEGOGOは比較的寛容なプラットフォームである。したがって、成功するかの有無に関わらず、ユーザーからのフィードバックを得ることを主な目的として”とりあえず”出展するケースもある。そのため成

- 功率では KICKSTARTER に劣るが、テストマーケティングとして出展しやすい。INDIEGOGOには資金調達を達成した出展者向けに期間終了後も利用できる InDemand というサービスがある。InDemand では、たとえ期間が終了してもプラットフォーム上にプロジェクトを残すことができ、これまでのように出資額に応じて報酬を出すことができる。さらに、報酬内容や報酬額を変更することができるため、InDemand は事実上の e コマースと同じ役害を果たすことになる。Indiegogoには 24 種類のカテゴリーがあり、KICKSTARTER よりも 9 種類多い。ちなみに、出資額 TOP20のうち 13 個はテクノロジーかデザインのカテゴリーに属している。(「米国 2 大クラウドファンディング Indiegogo と Kickstarter 比較」<https://blog.btrax.com/jp/cf-2/> (2022 年 8 月 30 日確認済み))
- 9 原尚美『税理士のためのクラウドファンディングの実務』2-3 頁参照、第一法規 (2022)
- 10 <https://readyfor.jp/> (2022 年 8 月 30 日確認済み)
- 11 <https://camp-fire.jp/> (2022 年 8 月 30 日確認済み)
- 12 融資型クラウドファンディングとは、資金需要者への融資を実現するための仕組みとしてのクラウドファンディングであり、「貸付型クラウドファンディング」「ソーシャルレンディング」などとも呼ばれる。融資型クラウドファンディングは、投資者から出資金を原資とした金銭の貸付(金銭消費貸借契約)を行うことを出資対象事業とするファンドへの出資を募る形態がとられる。つまり、投資者は、資金需要者に直接金銭の貸付を行うのではなく、資金需要者への貸付を事業とするファンドへの出資を通じて間接的に資金を供給する仕組みである。
- (高山亜希子「クラウドファンディングの各類型と購入型・寄附型クラウドファンディングについての考察」41-42 頁、金融法務事情 2140 号 (2020))
- 13 ファンド型クラウドファンディング(「投資型」とも呼ばれる)は、資金需要者が自ら匿名組合契約の営業者等としてファンドを組成し投資家から資金の拠出を受ける形態のクラウドファンディングをいう。匿名組合契約の営業者となる資金需要者はファンド組成のノウハウを有しないのが通常であり、プラットフォーム事業者が募集取扱業者としてファンドの組成をコーディネートする形式が取られる。(高山亜希子「クラウドファンディングの各類型と購入型・寄附型クラウドファンディングについての考察」42 頁、金融法務事情 2140 号 (2020))
- 14 株式型クラウドファンディングは、投資者が資金授業者の発行する株式を直接取得する携帯でのクラウドファンディングである。投資者は、資金需要者の業績に応じた配当を受け取れる可能性があるほか、上場・買収等の際にキャピタルゲインを得られる可能性もある。
- 15 不動産型クラウドファンディングは、不動産の運用による運用益や売買差益を投資家に配する仕組みのクラウドファンディングをいう。
- 16 原・前掲注 (9) 6-13 頁参照。
- 17 アメリカにおいては、クラウドファンディングでの資金調達額は小規模の場合も多く、十分に活用されているとはいえない面があった。その波形として、クラウドファンディングが金融犯罪に悪用されるおそれがあり、投資家保護の目的に投資への活用が禁止されていた経緯がある。しかしながら 2012 年、アメリカにおいて創業の促進を狙いとした JOBS 法(The Jumpstart Our Business Startup Act) が成立し、クラウドファンディングウェブサイトを活用する株式投資が解禁された。JOBS 法では出資額などを制限することで投資家保護に取り組んでいる(佐々木敦也『サ・クラウドファンディング』55 頁、きんざい (2016))。
- 18 寄附とは、募金活動を実施している組織に金銭を贈ることを指す。寄附には、金銭だけでなく公共性の高いところへの寄附は「寄贈」といわれる。
- 19 なお、義援金は、災害などの被災者のために応援する気持ちを込めて金銭を贈ることを指す。
- 20 内閣府 NPO「寄附金の国際比較」(<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-sirou/kifu-hikaku>) (2022 年 9 月 27 日確認済み)
- 21 総務省統計局、国税庁、AAFRC Giving USA 2009 NCVO UK Voluntary Sector Aimanac 2008 より (<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-sirou/kifu-hikaku>) (2022 年 9 月 27 日確認済み)
- 22 日本障害者リハビリテーション協会(JSRPD) <https://www.jsrpd.jp/mirai01/> (2022 年 9 月 22 日確認済み)
- 23 佐藤・前掲注 (3)、364-365 頁。
- 24 中里実「所得控除制度の経済学的意義」『日税研論集』52 号、12 頁 (2003)
- 25 税制調査会 昭和 38 年 12 月「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」17 頁。

- 26 明治20年にわが国最初の所得税法が創設されて以来、所得税の課税上資産損失に関する制度かたどってきた推移をみると、その変遷過程は大別して第二次世界大戦の戦前期と戦後期に分けることができる。戦前は、制限的所得概念が採られていた時期であったが、戦後、シャープ税制が確立され、包括的所得概念（純資産増加説）に移行した。
- 27 金子宏『租税法』第24版190頁、弘文堂（2021）。
- 28 シャンツは、所得を一定期間の資産の純増と定義づけ、所得の概念は真に包括的であるとしている。つまり、あらゆる種類の当期純利益が所得に属する一方で、すべての損失が控除されるとしている。
- 29 ヘイグは、所得を二時点間における経済力の純増の貨幣価値と定義している。
- 30 サイモンズは、所得を消費の権利行使の市場価値と、期首と期末間の保有財産権価値の変化の代数和として定義している（Henry Simons, *Persona Income Taxations* 50頁（1938））。
- 31 収入の概念については、原資の維持の基準を含めて、範囲を狭く構成する見解と、原資の維持を加えて包括的に構成する見解がある。  
前者が制限的所得概念であり、収入を「経済活動からの収入のみ」とする生産力説である。これに対して後者は包括的所得概念であり、収入は「一定の期間内に新たに財産に加わる財貨のすべてを包含する。所得は、経済的活動から生ずる収入のみを含む（ロツシャー）」としている。両者において経済活動が基準となっているが、経済活動に由来する収入のみを所得としてとらえる理由に所得を収益と同視していることがあげられるが、非経済活動において生ずる収入も包括的に所得の範囲となるため、収入と収益を同視することについては検討の余地がある。
- 32 注解所得税法研究会編『注解所得税法』129頁（大蔵財務協会、増補改訂版、1997）
- 33 成道秀雄「寄付金とその沿革」『日税研論集』Vol.17、143頁、日本税務研究センター（1991）。
- 34 金融担当大臣 麻生太郎 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給について」第4回産業競争力会議資料（2013）。
- 35 神山哲也「米国におけるクラウド・ファンディングの現状と課題」『野村資本市場クォーターリー』185頁（2013）。
- 36 法人の寄付金課税問題については、拙稿「産学連携における共同特許出願費用の負担と寄付金課税

問題」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第9巻135-145頁（2019）がある。拙稿では、寄付金の意義、寄付金課税の根拠を述べた上で、企業会計理論との関係性について述べている。

# **Issues on Research Activity Funding and Taxation with Crowdfunding**

Faculty of Liberal Arts, Department of Life Planning  
Saori OCHI

## **Abstract**

Crowdfunding is a coined term which is a combination of "crowd" and "funding", meaning a mechanism which connects a new or growing company or the like with funders through the Internet to raise small amounts of funds from many investors. This article discusses the issues that, when the support money is contributed by an individual to another person or a public interest-corporations through crowdfunding, whether the support money can be considered a donation, and whether it can be deducted for tax purposes. Although crowdfunding takes various forms of fund procurement, this article exclusively targets contribution-type and purchase-type crowdfunding, and examines their legal issues and modality of deduction.

Keywords: Crowdfunding, Industry-University Collaboration, Donation Deduction, Income Concept

